

第2回京都府内消費生活相談体制等有識者会議（令5.6.6）委員等発言記録

（新川座長）冒頭

それでは、本日の意見交換に入りたいと思います。本日の議題、「市町村等の連携のあり方等」となっていますが、ヒアリング概要でまとめていただいておりますとおり、「広報・啓発・消費者教育」、「高齢者見守り」、「消費生活相談」でひとまとまりとなっておりますので、この順に御意見をいただき、最後に全体の御意見をいただこうと考えております。今日のテーマ自体は「市町村等の連携等」と大きなテーマが設定されていますが、各市町村ヒアリングを御覧いただいたらお分かりのとおり、府の役割・連携等も意見が出ておりますので、市町村等に限定した御意見に限りませんので、よろしくお願ひします。「広報・啓発・消費者教育」から少し御意見をいただこうと思いますが、当然、相談や高齢者に関わる場所も出てまいりますので、関連する場所ということで、お話をいただいてもよいと思いますので、よろしくお願ひします。

（谷本委員）

詳しい状況を説明いただきありがとうございました。

広報啓発・消費者教育からということなんですけども、ちょっと質問として全体に関わるかもしれないんですけども、各市町村の感触というかアンケートの結果を見て思ったんですけども、広域連携が無理、難しいのというのがですね、その背景として、先程の資料の中で、例えば、他の市町村の人口に対する高齢者の割合とか、あと相談件数の割合とかそういうところから見てここは突出して、何かその消費者相談の状況として問題があるというか、多いとか、そういうような何か状況っていうのは、府として何か特徴的なものは把握されているのか。そういうのがあんまりないから、その広域連携も必要はないというふうな認識が市町村の中にあるのか、ちょっとそこら辺をお伺いしたいなと思いました。というのは、必要性がそんなにないと感じておられるっていうことであれば都市部とそういう町村部では大分違いがあるのかもしれないし、ちょっと状況認識をお伺いしたいと思いました。

（事務局）

各市町村を回らせていただいた感触も含めてお答えさせていただきます。まず、最初の御質問ですけれども、消費生活相談の中身、あるいは件数等においてですね、もちろん市町村若干のばらつきはあるんですけども、特定の市町村で何か突出した特色といったことはございませんで、人口あるいは相談員の数、相談窓口の開設日数によって、若干1人当たりの相談件数にばらつきはあるものの、中身については、地域によって特段の特色があるということはありません。京都府全体とほぼ同じような傾向になっております。

それから、広域化が全体として難しいのかなあという委員の感じ方と思うんですが、まさしくそのとおりでございます。まずですね、一つは全般といたしまして、府または国からの財政支援を望む声があったという点と、将来的には財政当局の理解を得るような努力をしているところですが具体的にはなっていないという中で、各市とも、南部の方は相楽広域行政組合さんがしっかりやっけていただけてるんですけども、北部・中部でやはり広域連携に向かう意欲が皆無に近い。その大きな原因の一つとして、やはりセンターは条例設置の機関でございますので、やはりそれを改廃するとなると、当然議会にかけて承認を得る必要がある。市町村合併の時のような何かメリット

がない中で、議会に説明して条例を改廃するというハードルが非常に高いのではないかとということがあります。

それから、私の個人的な感じ方でございますけれども、北部・中部いずれも我が市こそが当地域の中心であると誇りがありまして、広域化してセンターをどこに持っていくのかとなった時に、先程センター長から御説明いたしました、市町村で窓口がなくなると来所相談が不便になるという声はありましたが、その背景には、わが市こそがこの地域の中心との想いがあると感じました。そういったところで相談窓口広域化というのはなかなか進みにくい、見通しにくいのかなと感じました。

その中で、相互乗り入れ方式であれば何とかできるのかどうなのかというところですが、例えば今、相談員を3人雇用しているけども広域化により2人の雇用で足りる場合があるといった財政的なメリット等も御説明したんですけれども、なかなかそれ以前のハードルが高いなという感触でございました。

(曾我委員)

充実した結果が報告されていて、大変だったと思いますが、ヒアリングお疲れ様でした。

全体を見て思ったのは、この三つ、大体大きく広報・消費者教育と、高齢者等の見守りと、消費生活相談のお話があって、さらに、ここに出てこないんだけど、もう一個の分かれ目になっているのは結局、広報や消費者教育、まさに教育という他の政策領域というのか、行政部門というのか、そういったいわゆる行政の政策領域ごとの縦割りの問題が絡んでくると。他のそういった政策領域の話があって、高齢者等の見守りは当然福祉のところとどうしていくのかという政策領域間の連携の話があって、特にだから三つのうちの前二つ、消費者教育の部分と高齢者の部分については他の政策領域との連携の問題が大きいのだと思います。それと三つのうち残る一つの消費生活相談のところ、今まですでにやってきてる消費者のところの話で、ここについては水平的な市町村間の連携とかも含めて進んでいると。こうした状況を前に、最終的にはこれら三つをどういうふうに組み合わせるのか、そこが何か大きな方向性を考えるときの一つのポイントかなというふうに思いながらお聞きしてました。

要は、その高齢者等の見守りというのはやはり福祉のことで、そうなるともうこれは市町村ごとにやっていただくということになるんだろうか、ならないんだろうかっていうのは、例えば一つのポイントですね。やっぱり福祉のところなので、そことの連携の方がむしろ大事なので、そうすると、市町村間の連携とかっていう話よりは市町村ごとについていうことが中心になるのか。宮津市さんなんかはだからこの相談事業の方とかは連携してやってるけど、もうこの地域協議会は単独で始められてるということですよ。そういう理解で合ってますかね。そんなところも含めて考えるとこれはだから、市町村間の連携でっていうのは難しいように思います。ただでも、今日来ていただいている相楽さんのとこなんかは、広域行政組合になっているので、これだと広域行政組合で地域協議会作っていくようなことも、仕組みとしては可能かなと。ちょっとその辺がわかってないんですけども、もし可能ならそれを含めて、選択肢になりうるのかどうかって考えるということになるのかなと思います。そういうケースを除くと、やはり福祉との関係が強い部分は、基本的には市町村単位なのかなというふうに考えます。

教育の分野では、啓発とかと関係してきますね。啓発活動は大体しんどくて、選挙管理とかとも何となく似ている印象があるんです。選挙管理でも18歳投票の開始に伴って、若い人に教育して

いかないといけないっていうか、主権者教育が必要になっているわけですが、それも含めて、選挙管理委員会の側ではどうやっていったらいいかわかりませんかが出てきて、似てるところあると思うんです。やっぱり消費者教育についても成人年齢との関係があるので高校生以上ぐらいからなんですかね、いつから教育を始めるかという問題もあるのかもしれないけど、やっぱりそうなるとう府が橋渡しになるというような形なのかなと思います、そういうことで、ちょっと他の政策領域との関係とかっていうのも含めて考えると、どういう組み合わせにしていくのかって変わっていくのかなというの、まあポイントかなというふうに思うんですが、ポイントだけで具体的にどう考えていいのかまだわかってませんけど。

(新川座長)

もし、事務局から何かありましたら。

(事務局)

消費者安全確保地域協議会の方なんですが、特に市町村ごとということにはなっておらないんですけれども、なので広域的にやっていただくことも制度的には可能なんです、ただやはり地域です、きめ細かいといいますか地域でそれぞれ見守り合っていてということを考えますと、市町村単位、市町村の中でも複数のネットワークがある、それを活用するというようなことになりかと思しますので、なかなかやっぱり市町村単位でということになるのかなというふうには思っております。ただ広域でできる方法というのもあるのかもしれませんが、その辺りはまた御意見をいただければなというふうに思っております。また、確かに福祉部門、福祉の方が先行しているというところがありまして、ちょっと先程ヒアリングの感想としては申しませんでしたけど、やっぱり部局が違うというのはちょっと大きいのかなと。行政の縦割りなんですけどもというのはちょっと感じてはおります。以上でございます。

(新川座長)

ありがとうございました。少し補足しますと、消費者安全確保地域協議の方について言えば、市町村内の例えば学区、小学校区であるとか地域組織、町内会、自治会とかそちらの単位というのが基本になって地域での見守りを進めていくというような、そういうイメージで作られてるところが基本にあると思います。その点では市町村の方が構築しやすいという、そういうところがあるかというふうに思っております。

それから、福祉の方は今ありましたように、既に介護を中心にした地域包括支援みたいな形で、地域ごとにそうした仕組みが作られているということがありまして、そことどういうふうに組み立てをし直していくのか、なかなか難しいところがあるんですけれども。これを何とかというふうに考えております。その他いかがでしょうか。

(杉岡委員)

まずはアンケート、そしてヒアリング、大変だっただろうと推察いたします。本当にお疲れ様でございました。

今、曾我先生からもあったとおり、消費者行政、非常にいろんな部署に跨る分野でありますので、公共交通にも近いかなと思いますが、正解はなく、いろんな試行錯誤があってもいいだろうとまず思いました。意見といいますか前回の発言に続けた話で少しお話できればなと思うのですが、まず

一番ベーシックにできること、今年度からできることは、大山崎町さんからあったように、市町村間で意見交換とか情報交換するということですね。そういった場合は京都府の役割だろうと思いますし、特にお金がかかるものもありませんので、ぜひ早くやるべきだろうと思いました。それも集まればベストですけれども、オンラインも併用する形にすれば参加率も上がるのではなかろうかと思えます。

2点目に広域のニーズというお話がありました。既に今日御紹介のあった宮津・与謝、南丹・京丹波、それから久御山・井手・宇治田原などの相楽ですね。この辺りは既に取組がありますが、おそらく他の市町村につきましては、こういった情報を御存知ないのではないかなと疑っています。つまり先程「おらが村」という話もあったんですが、それは確かにあると思うんですが、一方で、やり方を知らないからやらないのではと。情報の格差が結果として、いわゆる自前主義に流れてしまい尻すばみになっていくという悪循環を起こしてるのではなかろうかという気がします。逆に言えば、先程のような市町村間の意見交換会の場が年に一回でもあれば、話合いの中で学び合い、気付きが起きるのではないかと思います。全てを広域でやれるかどうかという話はもちろんありますけれども、既に四つの事例が府内であるわけですので、グッドプラクティスとして知るところから始めればいいかなと思いました。

3点目には、先程新川先生が御発言されたお話に繋がるんですけども、広域という言葉をめぐるですね、今日お話を聞いて、二つ定義が難しいなと思いました。

一つは市町村を越えた広域の話と、もう一つは地域内分権の中で、既に地域包括ケアとか、いわゆる中学校区、小学校区の地域協議会ですね。そのような地域でこのような相談窓口を作っているところでは、地域内における広域化という発想もあるのではなかろうかと思ったんですね。もちろん消費生活、全てで地域を起点にしなくても相談できたり、解決する案件も多いと思いますし、一方では地域ならではの特性とか特徴もあるかもしれませんので、まずは一番近いところで相談できるということであれば、地域内分権の中で、市として動くというよりは、例えば中学校区単位でカバーするということもあり得ると思います。ただし、包括ケアの問題は福祉部局になりますので、高齢者しかカバーできません。すなわちそこに消費行政の相談を窓口を全て持って行ってしまいますと、若者だとか60歳までの方が相談しにくいと思いますので、果たして地域包括ケアのところにも全て持って行くのは、どうかなという気も一方ではします。また、相談件数が多いということであれば、まずそこを重点的に広げていくというアイデアがあってもいいかなと思いましたし、そこだけで足りない部分を市域全体のいわゆる広域でカバーしていく、あるいは京都府がバックアップしていくと可能性もあろうかと思えます。いずれにせよ、広域という言葉の定義をもう少し丁寧にしなきゃいけないのではないかなと思いました。加えて曾我先生からあったように、福祉的に既にネットワークがあるところに乗っけていける場面は教育ですね。例えば教育委員会あるいは選挙管理委員会にこういった部分を担ってもらいたいということもあり得ると思います。この辺りは何か見える化ができれば、福祉分野に消費行政を掛け算したような地域もあれば、教育に消費行政を持ち込んだりし、特色を出して、どんどんいい意味で競争してもらったら、善政競争、善い政策の競争が自然にもっと広がってくる部分があるのかなと思いました。

あと出前講座の話ですが、アンケートを見ますと向日市さんや宇治市、八幡市、京丹後市さんからあったとおりですね、やっぱり自前で出前講座するのはしんどいという御意見がとても多く散見されました。ここはですね、今年、選挙管理の啓発つまり主権者教育とですね、消費者教育を一体化することによってシナジー効果を生んでいく。押し付けるというよりは、むしろ前向きに捉まえ

てやっていくことが大事なのではなかろうかと思います。

今年もコロナがだいぶ落ち着いてきましたので、現地で出前講座に力を入れていくと京都府もおっしゃられました。大学も含め小中高大、そこに一緒になって考えることによって、市町村の苦手というところをカバーできると思います。センターから全部やらなくてもですね、相乗りしていけばいいのではないかなと思っております。

最後です。最近ChatGPTの議論とても喧しくなってきました。さっき、消費者庁さんの資料でもありましたけども、いきなりアプリケーションとかですね、AIとなりますと結構大変なので、どこまで精度がという議論はありますけども、相談する電話とかですね土日対応だとか、夜間対応が非常に大変そうだなという印象を受けましたので、ChatGPTが使えるのであれば、どんどん使えれば使っていくってという発想をしていけば、もう少し幅広いですね相談体制等もできるのではないかなと。相談員の方の確保はもちろん大事なんですけども、すぐ使えるものとしてはそんなものもあるのではないかなと思いましたので、発言をしておきます。

(新川座長)

ありがとうございます。いろいろとアイデアを沢山いただきました。その他いかがでしょうか。

(谷本委員)

今、杉岡先生の御発言の中で、ChatGPTという点については、その精度からしてすぐ使えるかどうかというのは疑問がありますので、どうかなというのうは一応言っておきたいなと思います。

その他の点で、杉岡先生からお話がありましたけれども、既に連携をしているところがあって、広域連携ってというのはしていないところについての話をされてるんだという前提に立つと、しておられないところが、割と市というか、ある程度の規模を持っているところなのかなっていうふうにも思うんですけども、その上で広域連携とかの話もするっていうことは、現状は維持したいっていうことなんですけれども、今後、交付金の話との関連で、府としては、まだ、検討していないというような市も見受けられるところ、今後、例えば今相談員2名なんだけれども、その財政の状況からどう考えても将来的には1名とか、3名のところ2名とか減らさざるを得ないだろうっていうことを想定されているのかどうかちょっとお伺いしたいなと思ひまして、そういうことであればそのことを、やっぱり情報格差のお話もありましたけれども情報提供していったら、今後難しくなるんだっていう現状維持が難しいなっていうことを言うていく必要があるかなと思うんですけども、その市単位で現状維持が可能だということであれば、いろいろな観点から今までうまくいってるといふところの考え方は尊重してもいいのかなと思ひましたけども、その点お願いいたします。

(事務局)

一定の規模の市ではということですけども、確かにヒアリングする中で、今は大丈夫ですという答えでですね、2年後3年後大丈夫なんですとか問いかけると、それは願望であって維持していきたくって決意表明をされるんですけども、その裏付けは乏しい。なおかつ、在籍している相談員は今いますが、その相談員がいなくなった後のことは考えたくありませんという返事が返ってきます。いや、そこを今考えていただかないと、といったやりとりになります。そのままお伝えしますが、今、複数名在籍していて、一度に辞めることはないと思ひますので、補充しながら何と

かやっていますと言った数日後にですね、ちょうど会計年度任用職員の切り換えの時期とも重なってまして、実は相談員が全員辞めることになりましたと、慌てて駆け込んでこられた市があったりとかですね、もうちょっと先の話だからということで、今、現実問題としてなかなか捉えられていないところもあるのかなと。それは一定規模の市であってもそうですし、規模の小さな町であっても、あまり捉え方の差はなかったのかなというふうに思います。

(谷本委員)

ということはやっぱり府としても、その状況、将来の見込みというものを、できる限り提示していったら、そこから始める必要もあるかもしれないなというふうに思いました。

(新川座長)

重要なところを幾つかいただいております。各市町村、現状についても将来についても客観的に状況を把握されているかについては、改めて考える必要があるという意見をいただきました。その他、いかがでしょうか。

(曾我委員)

今のお聞きしても思うのですけども、ヒアリングを見ていて、それぞれに御苦労があるんですけども、やっぱりなんていうか、今後のことを含めて、心配な気がする訳ですね。市町村間でさっきもありましたけど、市町村間の連携はあまり考えられていないんだといったことを今回我々はこういう形でまとめて見させていただいてますけども、これは市町村の御担当の方々には、例えば伝わっていくんでしょかっていうことですね。きっと他の町はこんなふうに答えてるっていうのは重要な情報だと思いますが、しかし、他の町に知られるっていうことをあらかじめお約束してお聞きしてるのかというと、そうではないのではなかろうか私は推測してるんです。しかし、そういう情報の共有自体がもうちょっと改善していった方がいいんじゃないでしょうかという気がしますよね。具体的などこの町はこういうこと言ってるっていうのがまずければ、何か意見のとこだけ、どこがどう言っているっていうのを抜きにしてもですね、情報共有すると、何と言うか、岡目八目じゃないですが、自分のことだとあんまわかってないけど、他の町があまりうまく回っていない、そんな甘いこと言ってるで大丈夫か、みたいなどころがあるのかなという気がします。こういうヒアリングの情報はすごい大事なことだと思うんで、やっぱりどう共有していくっていうのかと、その辺りから含めて、府の方でもう少しできること。あるんじゃないでしょうかということをおっしゃったので、今後どうされるか、お聞かせ願えればと思います。

(事務局)

毎年行ってるアンケートは、フィードバックさせていただいております。今回のヒアリングについては、今回意見集約ということで、取りまとめを行いますので、それを市町村にフィードバックしていかないと、今回、会議を持ち、意見集約をする意味がないのかなというふうに思っております。ただ、おっしゃるとおり、やはり具体的な市町村名を出すかどうかというのはまた今後、そこは考えていきたいかなというふうには思っております。以上でございます。

(新川座長)

できるだけ、生に近い形で情報が伝わる方がいいのかなと思いますので、工夫ができればお願いします。

(杉岡委員)

もし御存知であれば教えて欲しいんですが、先程相談員が今後高齢化そしてまた減っていくと。これはこの消費者問題だけじゃなくて、民生児童委員、自治会、町内会の担い手、いろんな相談員さんがですね、今そのような状態にあります。すなわち、消費者行政だけに限らないという前提なんですけど、消費者教育を考えると、消費者庁の移転の議論の中で徳島県さんが消費者教育を進められていると伺っています。もしこういうふうな取組を徳島県していますよとか、教育に限らず、相談事業や広域連携に構わないんですけども、グッドプラクティスな取組を教えて欲しいなと思います。

(事務局)

すいませんちょっと十分に情報は持ち合わせてないところがあるんですけども、徳島県は消費者庁の新未来創造戦略本部があるということで、やはり徳島県挙げて推進されてるところはあるのかなと思っております。消費者安全確保地域協議会もかなり多くやっておられます。また、消費者志向経営とかですね、企業さんがエンカル消費を進めていきますというような取組をすることも消費者庁もやっておられますが、そういったことも徳島県、四国全体で結構活発にされております。

補足になりますが、相談員の育成・担い手の不足について、消費者庁あるいは国民生活センターの方が受験講座といったものをここ数年やられておまして、年々、人数枠を増やしております。別途また、現在資格を持ってないけども相談業務に従事している方向けの講座とかもされております。徳島県をはじめ他府県ではですね、独自にいわゆる受験講座といいますか予備校的な講座を開催されてるところもございます。私どもでも、どういうことができるのかについては色々検討したところですが、例えば大きな会場を借りて研修セミナーをするとなった場合に、本当にニーズがどこにあるのか、100人の会場で1人しか来なかったということがちょっと想像できましたので、まだそこには至っておりません。ただ、受験したいという方、ボランティアの方あるいは相談業務に現職で携わっているけれども資格をお持ちでない方の受験者サークル、横の繋がりですね、励まし合うところからニーズを掘り起こしていく、声をかけていただくってことで、今、取り組んでるところでございます。予備校的なことを他の都道府県でやられるところがありますので、財源の確保等も含めてですね、どういったふうにされてるかちょっと今、私ども単独で何ができるか、研究をさせていただいてるところでございます。

(杉岡委員)

別の切り口になるかもしれませんが、この4月からヘルメット着用が道交法の改正で義務化になりました。これは努力義務でありますので、かぶらなくても罰則はないのですが、この着用率が非常に京都は低い。この前、京都府警察と話をしていたら8%ぐらいということなんです。この4月から法改正で施行されてもまだ、90%の以上の方はかぶっていないという状況にあります。これは全国的にどうかといいますと、愛媛県が全国一なんですけど着用率74%なんです。つまり100人中74人がかぶってる町と、8人ぐらいしかかぶらない町とに分かれてしまっていると。何で愛

媛県はこれだけヘルメットかぶるのですかと京都府警察の方にお聞きしたらですね、やっぱり教育だということをおっしゃってました。すなわち法律改正の前からですね、自転車の事故を防止のために、小学生、中学生、高校生向けにですね、長年交通安全教育をずっとやってきたのだと。その結果ですね、今回の道交法の改正で、ぽっと7割の方がヘルメットかぶっている数字がでたということをおっしゃってました。なので、時間はかかりますけども、長い目で消費者教育をやっけていかなくてはならないということを感じて述べておきたいと思います。

(谷本委員)

消費者教育の内容としては様々なことがあるわけなんですけれども、相談員さんのなり手がもう本当に少なくなっていると。現在の方が高齢化で退職になっていくっていう問題についてなんですけども、私も教えている立場からして考えたときに、相談員になっていただけるような方が、例えば大学卒業で相談員になれるのかっていうとやっぱり収入の面で、なかなか厳しいというところはもうどうにもならないんだらうというのは認識しております。最近では現実に考えたときに、割と女性の方が多かったんじゃないかなと思うんですけども、現在の女性とか学生とかは普通に自立できるような職を探して就職をしていくわけで、公務員とか公益に奉仕したいっていう方がきつとなりたような人としてあり得るだろうなと思います。でも、公務員試験とかについてもやっぱり受かるので、そちらになっていくっていう人が多いんですけども、なり手として考えられるとすると子育てを終えた方が、そういうやりがいを感じてなるっていうことはあり得ると思うんですけども、そこにターゲットを絞って、やっぱり情報を知らない人が多いと思うんですけども、そういう職があるっていうことを、ある程度資格のために勉強するっていうこともできるような人達もいて、すぐおられると思うので、ちょっとそちらに絞って何か情報を届けるやり方っていうのはないのかなっていうふうにもちょっと前から思っていたので、工夫していただけたらなと思ってます。

(事務局)

確におっしゃっていただいたとおり、今後のターゲットをそこに当てないと、新卒の方ってなかなか難しいかなと。子育てを終えた方が社会で活躍と言いますか、また就労したいという時にはまさしくぴったりなのかなというふうに思いますので、その辺りしっかりと発信していきたいと思っております。

行動計画策定の際にも、そういったものをしっかりやっていくようにということで書かせていただきました。今、何かできないかなということで、相談員の日常をですね発信するために note というものを使いまして、日頃の活動状況あるいは報告も含めて、巡回相談してますよとか、弁護士の先生を入れて勉強会をしますよとか、スキルアップに繋がりますよとか、また、ちょっとそこまで至ってないけど、オフショットもですねブログ的に上げるような形を啓発も兼ねて、ちょっと発信していきたいと思っておりますし、市町村あるいは出前講座の際には必ずチラシをお配りするということをしておりますので、先生おっしゃっていただいたようにしっかりターゲットを絞りつつ、裾野を広げつつしっかり掘り起こしていくことに努め、また、伝えていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

(谷本委員)

それこそ内職商法のようなやり方では、職を探してるような人に向けて届くのに、府からは届かないってのはちょっと、非常にもったいないというふうに思いますので、職を探している人に訴求

するようなやり方をお願いできたらなと思っております。

(事務局)

補足ですけれども、生活協同組合で働いてる方は御関心が高いのかなと思っておりますので、そういう方に、相談員の資格、消費者庁がやってる事業を御案内させていただきたいと考えております。

(新川座長)

それでは、オブザーバーで國子さんに来ていただいておりますが、何か御発言がございましたらお願いします。

(國子オブザーバー)

僭越ではございますけれども、発言の機会いただきますので少しお話させていただきます。

本地域ですけれども、相楽地域ということで、現在は相楽5市町村で本組合を構成しております。歴史的にもですね、昭和26年、当時は7町村ありましたが、もうその時から広域の連携をしまして、その当時は相楽郡町村滞納整理組合ということで、税金の滞納整理をですね共同してやっていた。結局、小さい町村が、今でこそ木津川市80,000人、笠置町千何人となっておりますけれども、笠置とかでも当時は5,000人いたので、精華とか木津でもまだ10,000人台ぐらいだったという状況です。ほぼ同じような規模の団体でみんなで助け合ってやっていこうというそういう歴史的な部分がありました。

その中で、昭和26年に滞納整理組合ができて、46年にし尿処理の衛生管理組合が同じ構成団体でまた別の一部組合ができたということがあり、今現在消費者センターが入ってます相楽会館という建物があるんですが、これも当時、相楽郡町村事務組合という一部事務組合を作りまして、建屋の管理をしてきたという経緯がございました。

それらの一部事務組合を統廃合する形で、昭和56年に相楽郡広域事務組合、今の相楽広域行政組合が発足したということで、その中で平成4年にいわゆる7町村のソフト事業、広域連携のソフト事業をやっていく、ふるさと市町村圏基金という国の方で総務省主導でですね、それぞれ基金を積んで基金の運用益で事業をしていくというそういうスキームがございまして、それを相楽地域と丹後地域の二つでやっていたということでした。

そういう土壌がある中で、消費者庁がセンターを作っていくということについて、当時の7市町村のいわゆる消費者部局の担当課長が当組合抜きで集まり、当時、木津川市と精華町は週1回の巡回で相談業務をされており、東部の笠置、和東、南山城という今でいう1,000から3,000人台ぐらいの小さい団体はどうしようか、窓口を作らなければとなり、3町村で連携しようかという議論もあったんですが、当時の7町村、もう合併してますので5市町村の広域で共同でやっていこうという経過がありました。私もセンターの仕事もしていますが、環境部門とか医療部門とかの共同処理もやっていますので、それぞれ府内の一部事務組合たくさんありますが、例えば宇治に城南衛生管理組合があったり、中部では船井郡衛生管理組合があったり、いわゆる環境面の組合がありますが、当組合は地方自治法でいわゆる複合事務組合なので、いろんな共同処理事務いろいろできますし、内部で例えば三つだけでやるとか、二つだけでやるとか、そういうことができます。複合事務組合という成り立ちもありますので、府内の他の団体の状況わかりませんが、そういう枠って

いうのはそれぞれありますので、今は単独でやられてるっていうことがあろうかと思えますけど、例えばこれ見てますと、いずれ亀岡市さんでというようなそういう声もある団体さんもありますので、そういうそれぞれの消費者部局だけではなくて、もう少しいろんな多角的な部分から見た感じで広域連携の枠組みがあるので、それらを活用してその中に消費者部局を入れていくというのも、私共がやってきた例でいきますと、それも一つの方策ではないのかなということで、それぞれ委員の先生方から御発言がありましたように、なかなかハードルが高いっていう部分もありますし、それぞれが今やってることを、いわゆる権能がそれぞれの市町から外れて、その一部事務組合に行ってしまうので、一方課題もありまして、簡単に言うといわゆるもう市町村は広域行政組合におまかせしてるので、私たちあんまり消費者行政関係ないんですよとか、そういう部分もあるのが現実ではございまして、その辺をどう進めていくのかっていう部分もありますので、その辺は慎重に運用をいただけたらなと感じているところです。

(新川座長)

ありがとうございます。これから広域連携を進め、特に、市町村間の広域連携をしていく上で、こういう既にいろんな広域連携がある中で考えていく、あるいはそれとの関係というのも踏まえて、地域の特性に合わせて考えていく検討をお願いしていくという、手順としてもそれから実現可能性という面でもそこが大事なかなというふうに思いながらお話を聞いておりました。

それでは本日いろいろと御意見をいただきましたが、日紫喜オブザーバー、何かお気づきになられた点ございましたらお願いします。

(日紫喜オブザーバー)

貴重な御意見等いただきましてありがとうございます。一言ですが、ヒアリングをしていただいた時には、本当にざっくばらんに本音を喋れたのではないかなというふうに思っています。

本当に先生からもありました、生に近い形で情報共有を各市町村でできればいいかなというふうに思っております。

また、相談員同志の勉強会というのは定期的に行われていますが、行政機関の担当職員間の情報共有というのがなかなか、このコロナ禍に入って不足をしていった関係で、先程の広域連携の部分につきましても、私も含めて、情報不足のところがありました。その辺りは今日本当に参考にさせていただきまして、今後の見解等もまた検討させていただきたいというふうに思います。

(新川座長)

はい。どうもありがとうございます。改めまして、今日の大事なポイントをいただけたかと思えます。

大体いただけたと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

それでは本日いろいろと御意見いただきました。

十分なまとめになっているかどうか分かりませんが、一つはやはりこれからの消費者行政を考えていく上で、本当に消費者行政は多様でございます。その中で、今日は、大きく広報・啓発、教育、それから高齢者、相談業務という大きな三つで取りまとめて報告をいただいたのですが、実はそれぞれの分野ごとにそれぞれの課題があって、それに答えていけないといけないということ。もう一方ではその答え方として、いろんなレベルでのいろんな形での広域化、あるいは連携化ということが求められているということ、そして大きな三つ目としては、それを支えるような基盤、共通認識

やいろいろな情報、そういうものを共有していかないといけないということで、ここまでは議論をしていただいたかなというふうに思っております。

分野別に見ていた一つ目の分野別に見ていきますと、やはり教育という問題については本当に様々なレベルでの社会教育、学校教育、それらとの消費者教育での連携ということはどういうふうに作っていくのか、それをうまく水平的にも垂直的にもどう作っていくのかという、このところが大きな課題かなというふうに考えております。

同様に福祉の分野、これは高齢者の見守りもそうですが、福祉の分野も同じで、ここもどういう連携を具体的に作っていくのか、あるいは広域的な観点からの支援とそれからもう一方では地域内での連携、これをどう作っていくのかということが大きな課題になっておりました。

こうした分野別の対応というのはそれぞれのレベルごとに考えていくっていうことを考えていった時に、やはり一つは市町村間の連携ということが大きなテーマになりますし、二つ目にはやはり市町村の範囲の中でも、実は行政間の連携あるいは市町村と地域内の公共的な団体との連携ということが、必ずしもうまくいっていないということもあるかもしれない。消費者行政、消費者相談についても、そういうところがあるのではないかとということでもあります。

そしてもちろん、三つ目のレベルとしては市町村内の地域間、それぞれの市町村内の地域や地区、そういったところでの統合あるいは連携ということを考えていくと、地域協議会あるいは地域包括や町内会・自治会や、それから最近では地域自治などということも言われておりますけれども、そういうレベルでの再統合ないしは連携のようなことも考えていかなきゃいけないのかなというふうに思いながらお話を聞いておりました。

それから大きな三つ目の論点はやはり今回の主要な課題でございますが、広域連携ということを考えていくということに対しまして、やはり様々な広域連携の考え方というのがあるということ、そしてその実態があるということを踏まえると、やはりこうした広域連携そのものについての多様なパターン、それが生まれてきている背景、こういったところをもう一度しっかりと踏まえた上で、いろんな広域のあり方というのを考え、その中で、京都府内の各市町村に適合的なモデルみたいなものを考えていかないといけないのかなというふうに改めて思いながら、お話を聞いていました。そしてその時に一旦でき上がったものが固定をしていくということではなくて、むしろ成長していくようなそういうパターンで考えていく必要もあるのかなあというふうに思いながら、今日の皆さんのお話を聞いておりました。その点ではむしろ市町村間広域連携、消費者行政も含めていろんな広域連携が進んでいく中で、消費者行政も広域連携の中でより充実していくというようなそんなイメージを一緒に作っていく。それが段階的に発展をしていって、もちろん市町村固有の業務、事務として残っていく部分というのがあっていいのですけれど、もう一方では広域連携をしていく、例えば消費者教育については広域連携がどんどん進んでいくといったそんなイメージもあっていいのではないというふうに思いながら、大きな三つ目では聞いておりました。

そういうことを考えていく上で、大きな四つ目としてやはり基本的な情報の共有というか、現状認識というか、そういうところが重要だなと改めて思いながら皆さん方のお話しを聞いておりました。

今後の国の交付金の動向やあるいは、現に消費生活相談員の方々の方々に置かれている状況や、こういうところについて、どこまで客観的認識をされているのか、特に市町村行政の職員の方々には、現状回っておればそれが続くものというふうに思っておられるし、担当の方自身は数年で皆さんいらっしやらなくなりますから、そこから先のことまで展望して実際にその現場の運営考えておられるわ

けではないという、そういう問題もあって、ある意味では将来に対する備えとか危機感っていうのはもっと全庁的に持っていただく必要がありますし、同時にそれが各市町村間で共有をされていく必要があるかなというふうに思っています。もちろん危機感のみならず、多様なこれからのそういった消費者行政を展開していく上での連携の仕方であるとか充実のさせ方であるとか、そういうところについての議論というのを、改めて情報共有やあるいは市町村間の協議の場づくりや、府との議論の場というところを作っていかなきゃいけないなということで、この辺りを含め、御指摘いただいたかなというふうに思っております。

それから、若干個別の議論になるかもしれませんが、五三つ目にやはり消費生活相談員の方々のあり方は、これも消費者庁それから消費者委員会も含めて実はずっと議論をしてなかなか解決の方向というのは見い出せていないんですが、やはりこれについて、京都府の地域に根差したこれからの消費生活相談員の確保やあるいはその処遇のあり方や、場合によっては更なるそれぞれ消費生活相談員の技能の向上、そういったようなところ、それからもちろんそうした消費生活相談員が新たなメンバーをリクルートする力や、そういうところを検討しないと、実は、市町村の消費者行政を支える基盤というのがなくなってしまう。そこのところをもっと共有できるといいなと思いつながら聞いておまして、同時にこの辺りがもう一つの重要な争点かなというふうに思います。

最後にしますが、今日のところでは残念ながらあまりお話しできませんでしたが、先程の徳島県では消費者志向経営ということで、実は企業さん数百社がもう既に消費者志向経営の宣言をしておられて、しかもその中にこうした消費者相談や消費者教育といったようなところに積極的に関わってくださるようなそういう企業活動も随分出てきているというふうに伺っております。ある意味ではこうした民間と、それも何となく大手のというか、大きなスーパーとかそういうところが何となく念頭に浮かびそうですが、そういうところではなくてむしろ地域に根差した企業さんがこうした消費者志向経営の中で、消費者問題というものに積極的に関わっていただく、そんなスキームをこれから考えていかなきゃいけないかなというふうに思っております、そういうところも少し、これ私の勝手な思いではありますが、付け加えていただいて、今日のまとめに代えたいと思っております。

本日もいろいろと貴重な御意見いただいて参りましたが、意見交換のところにつきましては以上にしたいと思っておりますが、よろしゅうございますか。

ありがとうございます。それでは本日のまとめは以上にさせていただきます、最後に事務局からございましたらよろしく願いいたします。